

7 住宅の明け渡し

次のような場合には、住宅を明け渡していただくこととなります。

- ①入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき。
- ②正当な理由なく、15日間以上住宅を使用しないとき。
- ③不正な行為によって入居したとき。
- ④家賃を3カ月以上滞納したとき。
- ⑤住宅や共同施設を必要な注意をはらわず使用し、損傷したとき、または故意に損傷したとき。

- ⑥他の入居者に精神的、身体的な苦痛を与えるような迷惑をかける行為があったとき。
- ⑦住宅を使用する権利を、他人に貸したり、譲渡したとき。
- ⑧無断で増改築や用途変更をしたとき。
- ⑨管理上必要があり、県が指示することに従わないとき。
- ⑩暴力団員であるとき。(同居者を含む)



8 修繕と費用負担

■修繕の申込み

修繕が必要なときは、管理人または次の公社等に申し込んでください。

- 長崎市・長与町・時津町の県営住宅
公社本社 電話：095-823-4732
または824-1251~1253
- 佐世保市の県営住宅
公社佐世保事務所 電話：0956-22-9612
- 諫早市の県営住宅
公社諫早事務所 電話：0957-26-9053
- 大村市の県営住宅
公社大村事務所 電話：0957-52-6825
- 西海市の県営住宅
西海市役所住宅建築課 電話：0959-37-0021

なお、公社本社では平日（月～金）営業日は午後7時までとなっています。午後7時以降及び土・日並びに祝日等における、時間外の緊急修繕（停電、水漏れ、ガス漏れ等）の場合も、

各地区電話（西海市を除く）から申し込めば、転送により長崎地区の電話代行サービスが各修繕業者へ連絡・対応します。

■費用の負担は

①県の負担で修繕するもの

- 建物の壁、基礎、土台、床、はり、屋根、階段等の構造上重要な部分
- 給排水、電気、ガス施設等で構造上重要な部分
- 児童遊園、集会所、エレベーター等の共同施設

②入居者の負担で修繕するもの

次頁に掲げる畳、ふすま、その他の修理や取替えは、原則として皆さんの負担で行っていただきます。

なお、これ以外のものについても、皆さんの故意または過失が原因で汚損、破損したときには、皆さんの負担となります。